

○国立大学法人筑波大学エネルギー管理規則

〔平成29年3月23日  
法人規則第16号〕

国立大学法人筑波大学エネルギー管理規則

(目的)

第1条 この法人規則は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）及び筑波大学環境方針に基づき、地球環境との調和と共生を図り、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）におけるエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 省エネ法第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 温室効果ガス 温対法第2条第3項に規定するものをいう。
- (3) エネルギー管理 エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガス排出量の削減に関し必要な措置を講ずることをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるエネルギー管理の推進に関する業務を統括する。

(エネルギー管理統括者)

第4条 本学に、省エネ法に基づくエネルギー管理統括者を置き、施設を担当する副学長をもって充てる。

2 エネルギー管理統括者は、省エネ法に基づき次に掲げる業務を統括する。

- (1) エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に係る設備の維持、新設、改造又は撤去に関すること。
- (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
- (3) 第6条に規定するエネルギー管理員、第7条に規定するエネルギー管理責任者、第8条に規定する省エネルギー担当推進員に対して指導し、及び報告等を求めること。
- (4) 中長期的なエネルギー削減計画の作成その他法令等で定める業務に関すること。

3 エネルギー管理統括者は、エネルギー管理に関する全学的な統計や取組等について、学内外への情報発信に努めるものとする。

(エネルギー管理企画推進者)

第5条 本学に、省エネ法に基づくエネルギー管理企画推進者を置き、エネルギー管理士免状の交付を受けている者又は法令等で定める講習を修了した者のうちから学長が選任する。

2 エネルギー管理企画推進者は、前条第2項及び第3項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する。

(エネルギー管理員)

第6条 本学に、省エネ法に基づくエネルギー管理員を置き、エネルギー管理士免状の交付を受けている者又は法令等で定める講習を修了した者のうちから学長が選任する。

2 エネルギー管理員は、省エネ法に基づき次に掲げる業務を行う。

- (1) エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること。
- (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
- (3) 中長期的なエネルギー削減計画の作成その他法令等で定める業務に関すること。

(エネルギー管理責任者)

第7条 別表に定めるとおり、エネルギー管理責任者を置く。

2 エネルギー管理責任者は、関係する施設において次に掲げる業務を総括する。

- (1) 実験設備、照明設備、空調設備等のエネルギー使用設備における、使用エネルギーの適正な管理に関すること。
- (2) エネルギー使用量の把握に関すること。
- (3) エネルギー管理の関係職員への周知に関すること。
- (4) その他エネルギー管理に関し必要な業務

(省エネルギー担当推進員)

第8条 別表に定める組織に、省エネルギー担当推進員を置き、当該組織の長が指名する。

2 前項の規定にかかわらず、エネルギー管理責任者は、大学教員又は附属学校教員のうちから省エネルギー担当推進員を指名することができる。

3 省エネルギー担当推進員は、関係するエネルギー管理責任者の指示を受け、前条第2項各号に掲げる業務を行う。

(職員及び学生の遵守事項)

第9条 職員及び学生は、エネルギー管理責任者等の指示の下に、本学におけるエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。

(エネルギー管理体制)

第10条 本学におけるエネルギー使用に関する管理体制は、別図のとおりとする。

(エネルギー管理方針等)

第11条 学長は、本学におけるエネルギーの使用の合理化に関する管理方針及び温室効果ガス排出量の削減に関する取組方針(以下「エネルギー管理方針等」という。)を定めるものとする。

2 エネルギー管理方針等においては、次に掲げる目標等について定めるものとする。

- (1) 省エネ法に基づく中長期のエネルギー削減数値目標
- (2) エネルギー削減による中長期の温室効果ガス排出量の削減数値目標

(環境・エネルギー対策委員会)

第12条 本学に、エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガス排出量の削減に係る事項を審議するため、環境・エネルギー対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(雑則)

第13条 この法人規則に定めるもののほか、本学のエネルギー管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表(第7条、第8条関係)

エネルギー管理責任者(第7条)	省エネルギー担当推進員を選出する組織(第8条)
附属図書館長	学術情報部
附属病院長	病院総務部
附属学校教育局教育長	東京キャンパス事務部
人文社会系長	人文社会エリア支援室
ビジネスサイエンス系長	社会人大学院等支援室
数理物質系長	数理物質エリア支援室
システム情報系長	システム情報エリア支援室
生命環境系長	生命環境エリア支援室
人間系長	人間エリア支援室
体育系長	体育芸術エリア支援室
芸術系長	体育芸術エリア支援室
医学医療系長	医学医療エリア支援室
図書館情報メディア系長	図書館情報エリア支援室
人文社会科学研究科長	人文社会エリア支援室
ビジネス科学研究科長	社会人大学院等支援室
数理物質科学研究科長	数理物質エリア支援室
システム情報工学研究科長	システム情報エリア支援室
人間総合科学研究科長	体育芸術エリア支援室
教育研究科長	人間エリア支援室
国際公共政策専攻長	人文社会エリア支援室
人文・文化学群長	人文社会エリア支援室
社会・国際学群長	人文社会エリア支援室
人間学群長	人間エリア支援室
生命環境学群長	生命環境エリア支援室
理工学群長	数理物質エリア支援室・システム情報エリア支援室
理工学群副学群長	数理物質エリア支援室・システム情報エリア支援室
情報学群長	図書館情報エリア支援室
医学群長	医学医療エリア支援室
体育専門学群長	体育芸術エリア支援室
芸術専門学群長	体育芸術エリア支援室
グローバル・コモンズ機構長	グローバル・コモンズ機構
睡眠医科学研究機構長	睡眠医科学研究機構
計算科学研究センター長	計算科学研究センター
下田臨海実験センター長	下田臨海実験センター
つくば機能植物イノベーション研究センター長	つくば機能植物イノベーション研究センター
プラズマ研究センター長	プラズマ研究センター
生命領域学際研究センター長	生命領域学際研究センター
グローバルコミュニケーション教育センター長	グローバルコミュニケーション教育センター
体育センター長	体育センター
学術情報メディアセンター長	学術情報メディアセンター
研究基盤総合センター長	研究基盤総合センター
サイバニクス研究センター長	サイバニクス研究センター
アイソトープ環境動態研究センター長	アイソトープ環境動態研究センター
保健管理センター所長	保健管理センター
山岳科学センター長	山岳科学センター
生命科学動物資源センター長	生命科学動物資源センター
陽子線医学利用研究センター長	病院総務部
理療科教員養成施設長	東京キャンパス事務部
高細精医療イノベーション研究コア長	産学連携部
藻類バイオマス研究開発センター長	藻類バイオマス研究開発センター

附属小学校長	東京キャンパス事務部
附属中学校長	東京キャンパス事務部
附属駒場中学校長	東京キャンパス事務部
附属高等学校長	東京キャンパス事務部
附属駒場高等学校長	東京キャンパス事務部
附属坂戸高等学校長	東京キャンパス事務部
附属視覚特別支援学校長	東京キャンパス事務部
附属聴覚特別支援学校長	東京キャンパス事務部
附属大塚特別支援学校長	東京キャンパス事務部
附属桐が丘特別支援学校長	東京キャンパス事務部
附属久里浜特別支援学校長	東京キャンパス事務部
監査室長	監査室
企画評価室長	企画評価室
広報室長	広報室
事業開発推進室長	事業開発推進室
総務部長	総務部
財務部長	財務部
施設部長	施設部
国際室長	国際室
教育推進部長	教育推進部
学生部長	学生部
研究推進部長	研究推進部
産学連携部長	産学連携部
利益相反・輸出管理マネジメント室長	利益相反・輸出管理マネジメント室
学術情報部長	学術情報部
病院総務部長	病院総務部
東京キャンパス事務部長	東京キャンパス事務部

